

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第36号
件名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を明記した、文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子 国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」等がありますが、他の自治体にあるようなまちづくりに関する総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。また、文京区では、条例や要綱等に於いて、文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していません。

そこで区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を明確にして盛り込み、「まちづくり」の総合的な基本施策を盛り込んだ、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）といった基本条例の制定を検討してください。（なお、同基本条例には以下の項目を整えることを想定しています）
 - ア) 世田谷区の「住環境条例」を参考に、文京区の実情に合わせ、みどり多く閑静で、子育て環境に適した住環境を守るための「文京区版住環境条例」となるような条項を整えてください。
 - イ) 世田谷区の「建築構想の届け出及び調整の仕組み」を参考に、文京区の実情に合わせた「文京区版建築構想の届け出及び調整の仕組み」を整えてください。
 - ウ) 江東区の「マンション建設計画の事前届出等に関する条例」を参考に、文京区の実情に合わせた「文京区版マンション建設計画の事前届出等に関する条例」となるような条項を整えてください。
 - エ) 世田谷区にあるような「区民街づくり協定」を区に於いて登録できる制度を参考に、文京区の実情に合わせて「文京区版区民街づくり協定登録制度」の仕組みを整えてください。
 - オ) 金沢市の「防災まちづくり協定」を参考に、文京区の実情に合わせた「文京区版防災まちづくり協定」を区民と区が結べるような仕組みを整えてください。
 - カ) 川崎市で検討されている「差別のない人権尊重のまちづくり」を参考に、文京区の実情に合わせる形で「あらゆる差別のない人権尊重のまちづくり」の理念を盛り込んでください。
 - キ) 「子育てに優しいまちづくり推進」の理念や子育て支援サービスを安定的に提供できるまちづくり、共に生きるための豊かな心と行動力（共生力）の育成のまちづくり、就学児童の多様な放課後の居場所づくり等に関する仕組みや制度を整えてください。

- ク) 子どもの「知・徳・体」を育むための区民や社会の役割を明確にし、子どもの権利と子供の最善の利益を守り、子どもを虐待から守るためのまちづくりに向けた仕組みを整えてください。
- ケ) 災害に強い都市整備の推進の必要性と重要性を明確に打ち出し、「防災」という観点だけでなく、「減災」「備災」「耐災」「避災」「復災」に強いまちづくりを区民の自主的なまちづくりを通じて実現するための仕組みを整えてください。
- コ) 金沢市にあるような「防災まちづくり協定」を参考にした、「文京区版防災まちづくり協定」を区民と区が結べるような仕組みを整えてください。
- サ) 「文京区版ユニバーサルデザイン推進」のまちづくりのあり方や仕組み、支援策を整えてください。
- シ) 介護予防や地域での支え合い体制づくりの推進、高齢者の居住安定支援、高齢者の見守りと権利擁護、地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備などのまちづくりの仕組みや支援策を整えてください。
- ス) 空き家対策を含めた管理不全建築物等の対策の推進のまちづくりに関する仕組みや支援策を整えてください。

(理由補足)

- ※文京区における「まちづくり」に関する条例や要綱を巡っては、都市計画部住環境課長が文京区議会の建設委員会において、「本区のいわゆるまちづくりに関する条例、要綱は、個別の目的ごとに制定している」(2018年06月19日)、「本区の条例、要綱は、それぞれ目的に沿って個別に制定している」(2018年09月21日)のであり、「文京区といたしましては、紛争予防条例、それから建築物の指導要綱等、そういったまちづくりに関する要綱、条例を総合的に使いまして指導しているところです」(2018年06月19日)と答弁していますが、一方で建築紛争は後を絶たず、建築物の建設を巡る相談件数や紛争件数、斡旋・調停件数が漸減傾向にあると言っても、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」(以下、「中高層条例」といいます。)に基づくものだけであって、「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」(以下、「ワンルーム条例」といいます。)に基づく相談・紛争件数は把握されておらず、両条例対象外の相談・紛争件数も把握されていないなど、「まちづくり基本条例」が必要ないとするエビデンス(あるいは合理的根拠)はないと言わざるを得ません。
- ※事業者が合法・適法に建築物を建設していると言っても、あくまで都市計画法や建築基準法など、ごく一部の法律や条例等に関して合法・適法であるに過ぎず、日本国憲法第十三条で規定する「幸福追求権」やそれを根拠に主張される「環境権」においてまで合法・適法であるとは言えず、それらの権利を守る(あるいは権利侵害を明らかにする)ために、建築紛争は区民に裁判等の苦痛と出費を強いている現状があり、そうした区民の負担を軽減する上でも「まちづくり基本条例」が必要と考えます。